

**農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会での公表文献の取扱いについて**  
(令和4年8月5日 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会決定)

1. 収集した公表文献をミツバチへの影響評価に活用するかどうかは、評価の目的との適合性、結果の信頼性等から判断する。

(1) 評価の目的との適合性

ア 「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス<sup>1</sup>」の「1-2 評価対象と保護目標、(1) 評価対象」において「家畜としてのミツバチを保護する観点から、評価対象は養蜂に用いられるミツバチ（セイヨウミツバチ）とする。」とされていることから、「生活環境動植物及び家畜に対する毒性」の分野に分類され、かつ試験生物として「セイヨウミツバチ (*Apis mellifera*)」を用いた公表文献を審議の対象とする。

イ ミツバチ影響評価における「リスク評価パラメーター」である「室内毒性試験の毒性指標 (LD<sub>50</sub> 又は LDD<sub>50</sub>)」を指標とし、「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン<sup>2</sup>」に基づき実施した全文による適合性に基づく分類 (Detailed Assessment : DA) で適合性区分「a」及び「b」に分類された公表文献を審議の対象とする。

(2) 結果の信頼性

Klimisch 基準に加え、ミツバチ毒性試験における試験生物（同等条件、齢数）、被験物質、試験期間、試験温度及び陰性対照区（設定の有無、区内の死亡率）についても信頼性確認シート（別紙）を用い精査することとする。

2. 1. (1) の結果、審議の対象となった公表文献については、1. (2) の手順に従い精査した信頼性に関する情報を付記し、農薬蜜蜂影響評価部会資料として提示する。当該資料を基に、審議農薬毎に「毒性指標の設定」への活用の是非を審議する。

<sup>1</sup> 農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）の別紙2

<sup>2</sup> 公表文献の収集、選択等のためのガイドライン（令和3年9月22日 農業資材審議会農薬分科会決定）

## 信頼性確認シート

有効成分名		出版年		文献整理番号		DA適合性区分* (a/b)	
文献タイトル							
著者/所属							
雑誌名等							

\*当該文献の全文による適合性に基づく分類（DA: Detailed Assessment）における適合性区分を記載。区分aの文献についてはKlimisch基準に準じた信頼性評価における分類も記載

## 1. 成虫接触毒性試験

No.	チェック項目		はい
1	試験生物	同等条件の成虫を試験に用いている	
2	被験物質	「原体」又は「有効成分」である	
3	試験期間	48時間以上である	
4	温度	試験期間中23°C以上である	
5	対照区	被験物質を含まない試験区が設定されている	
6		被験物質を含まない試験区の死亡率が10%以下である	

## 2. 成虫単回経口毒性試験

No.	チェック項目		はい
1	試験生物	同等条件の成虫を試験に用いている	
2	被験物質	「原体」又は「有効成分」である	
3	試験期間	48時間以上である	
4	温度	試験期間中23°C以上である	
5	対照区	被験物質を含まない試験区が設定されている	
6		被験物質を含まない試験区の死亡率が10%以下である	

## 3. 成虫反復経口毒性試験

No.	チェック項目		はい
1	試験生物	羽化後最大2日齢の成虫を試験に用いている	
2	被験物質	「原体」又は「有効成分」である	
3	試験期間	10日間以上である	
4	温度	試験期間中31°C以上である	
5	対照区	被験物質を含まない試験区が設定されている	
6		被験物質を含まない試験区の死亡率が15%以下である	

## 4. 幼虫経口毒性試験

No.	チェック項目		はい
1	試験生物	孵化後1日齢幼虫を試験に用いている	
2	被験物質	「原体」又は「有効成分」である	
3	試験期間	72時間以上である	
4	温度	試験期間中34～35°Cである	
5	対照区	被験物質を含まない試験区が設定されている	
6		被験物質を含まない試験区の死亡率が15%以下である	